

仙台市防災会議（書面会議）の各資料について

1 仙台市地域防災計画の修正について

(1) 意見回答様式

以下の資料 1-2 から資料 1-5 にお示しする仙台市地域防災計画の修正案について、ご意見を書面でご回答いただく様式です。必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒により仙台市防災会議事務局（仙台市危機管理室防災計画課）までご返送ください。ファックスや電子メールでもご返送いただけます。

なお、ご意見なしの場合でも、その旨を事務局までご返送ください。

(2) 令和 2 年度 主な災害対応状況 （資料 1-1）

令和 2 年度に発生した主な風水害及び地震災害の概要と、仙台市の対応について報告する資料となります。

なお、令和 3 年 3 月 20 日に発生した宮城県沖を震源とする地震（津波注意報発表）につきましては、被害等のとりまとめ中のため記載しておりません。

(3) 仙台市地域防災計画の修正について （資料 1-2 及び同別紙）

地域防災計画修正案のうち、主な修正事項の 4 点について記載しております。資料 1-2 には修正の経緯や概要とともに、新旧対照表における修正案の該当箇所等を記載しております。資料 1-2 別紙には、各修正事項について対応方針とともに図表等でご説明しております。

なお、修正事項(4)「避難情報の変更」につきましては、災害対策基本法の一部改正や、国が示すガイドラインの改定などを確認して、本市地域防災計画の修正を行いますことから、本資料別紙では「未定稿」としております。令和 3 年出水期（6 月頃）から新しい避難情報に対応する必要があるため、今後、仙台市防災会議規程第 6 条に基づいて防災会議会長の専決処分により修正することがございますので、ご承知のほどお願いいたします。

仙台市防災会議規程

（専決処分）

第 6 条 会長において防災会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないとき、又は防災会議が処理すべき事項のうち軽易なものについては、会長は専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

（裏面に続きます）

(4) 仙台市地域防災計画 修正案 新旧対照表(抄) (資料 1-3~1-5)

地域防災計画の各編における修正案の詳細を示した、新旧対照表となります。

なお、原子力災害対策編(平成 31 年 4 月修正)につきましては、今回修正を行わないこととしております。

(5) 仙台市地域防災計画パブリックコメント実施結果 (資料 1-6)

地域防災計画修正案に係る意見募集(パブリックコメント)を令和 3 年 1 月 22 日から 2 月 19 日に実施し、お寄せいただいたご意見と本市の考え方を記載しております。

2 報告資料等について

(1) 仙台市国土強靱化地域計画の策定について (報告資料及び同別冊)

仙台市まちづくり政策局から、国土強靱化地域計画の策定について報告する資料となります。